

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

## 奈良県人事委員会規則第二十五号

### 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一桜井保健所の部(1)狂犬病の予防若しくは犬の抑留又は飼犬の管理業務に直接従事することを本務とする獣医師（2）に掲げる者を除く。の項中「三」を「二」に改め、同部(2)権原動物指導管理事務所長の項中「権原動物指導管理事務所長」を「動物愛

護センター所長」に、同表中

「	県立病院	運動療法又は作業療法に直接従事する
」		とを本務とする職員

」  
二  
を

「		県立病院	
(1)	医師（3）に掲げる者を除く。）	二	
(2)	運動療法又は作業療法に直接従事する」とを本務とする職員	一	二
(3)	院長及び副院長	一	

に改める。

別表第二ウの表中2級の項の次に

「	特2級	11,500円
」		を、同

表エの表中2級の項の次に

「	特2級	11,200円
」		を加え、同表キ

を同表クとし、同表力を同表キとし、同表才を同表力とし、同表エの次に次のように加

え  
る。

才 医療職給料表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,500円

## 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。